



家具転倒防止器具等の設置に補助金を支給します

地震災害時において、揺れに伴う電気機器からの出火や停電からの復旧時の通電火災が発生しています。また、地震による家具の転倒等による身体への被害や避難確保などが懸念されています。

そこで、電気火災を防止するために効果的な感震ブレーカーの設置や、家具の転倒等から身体の安全を確保するために有効な、家具転倒防止器具等の設置を促進するための補助金を交付することにより、地震災害時における火災の防止及び在宅避難を推進し、防災意識の高揚を図ります。

【事業内容】

- 対象者：市税に未納がない市内在住者
- 対象器具：市内店舗で購入した感震ブレーカー、家具等の転倒防止器具・転倒防止金具、ガラス飛散防止フィルム等（市内業者による取付費を含む）
- 補助率：50%（1/2） ※千円未満切り捨て
- 補助限度額：5,000円
- 補助対象下限額：4,000円
- 回数：1世帯1回のみ